

労働安全衛生法施行令等の一部改正が公示され、新たに「コバルトおよびその無機化合物」が特定化学物質の第2類に追加されることとなりました。つきましては、法改正の主な内容と法改正に伴う弊社の対応について以下にお知らせ致しますので、ご理解のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 法改正の主な内容

労働安全衛生法施行令及び関連する労働安全衛生規則の一部改正が公示され、新たに「コバルト及びその無機化合物」が特定化学物質の第2類物質として追加されました。この法改正に伴って、コバルト(以下、Co と表記します)を含有する物質については、下記の対応が必要となります。

なお、詳細につきましては、厚生労働省のホームページ(HP)をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

- ① 製品(粉末・合金等)を譲渡・提供する場合の表示(閾値 Co 含有 0.1%以上)  
※労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉塵、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。  
※主として一般消費者が生活で使用するものは除外します。
- ② 作業環境測定の実施、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施(閾値 Co 含有 1%超え)  
※「作業環境測定等」については除外規定があります。例えば以下の業務は免除されます。  
Co を含有する合金をプレス成形(打ち抜きを除く)する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業

### 2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社が取扱う冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯には、Co を 1%超えて含有する製品は、ありません。

ただし、不純物として Co を 0.1%以上含有することがあります。また、固体状態ではありますが、お取引様の加工作業により、発塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。

表示については、弊社製品の梱包はお取引様にご使用いただく際に除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できませんので、法第 57 条の第 2 項に従って、本通知を弊社 HP に掲載させて頂きました。